

第3章 参考資料

【別紙1】

施策の基本体系及び参考となる指標

基本施策1

農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

*再：再掲

施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状 (R6)	目標 (R12)
(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策				
ア 自主的な生産工程管理の取組の促進				
	① かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及			
		かごしまの農林水産物認証制度（新基準）の認証件数	—	180件
	② 国際認証GAP等への取組支援			
		JGAP等認証取得件数	119件	230件
イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実				
	③ 農薬の適正使用の推進			
		農薬販売店における農薬指導士設置割合	48.2%	80.0%
	④ 農薬の販売・管理・使用に関する監視指導			
	⑤ 肥料の生産や販売に関する監視指導			
		農薬販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合	23.4%	10.6%
	⑥ 動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導			
		動物用医薬品使用実態調査の実施件数	51件	80件
		医薬品調査の実施率（動物用医薬品販売業者等の許可数に対する割合）	31%	50%
	⑦ 飼料の安全性確保に関する普及、監視指導			
		飼料の製造・販売及び使用等に関する不適正件数	0件	0件
	⑧ 水産用医薬品の適正使用の推進			
		水産用医薬品適正使用に関する理解度	—	90%以上
ウ 環境保全への配慮				
	⑨ 総合防除（IPM）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進			
		化学農薬の使用量	(R5年度) 46kg/ha	31kg/ha
	⑩ 家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進			
		県畜産有機物有用利用推進調査による家畜排せつ物の利用状況（適正処理仕向率）	(R5年度) 94.2%	98.0%
	⑪ 自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供			
		たけのこ・原木しいたけ生産者養成講座の内容の理解度	—	80%以上
	⑫ 県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導			
		適正環境の漁場の割合	84%	100%

施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状 (R6)	目標 (R12)
(2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実				
県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査				
	⑬ 施設への立入検査 (監視指導)			
		監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合	—	0%
	⑭ 食品等の検査			
		計画に基づき実施した食品の規格基準への適合率	99.5%	100%
	⑮ 学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導			
		監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合*再	—	0%
	⑯ いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査			
	⑰ 水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視			
(3) 消費段階における安全性の確保				
	⑱ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知			
		各種広報媒体を活用した情報発信回数	4回	4回
(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進				
	⑲ 食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援			
		HACCPに沿った衛生管理の実施状況	—	100%
	⑳ 畜産関連施設への衛生管理が「トライン」等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及			
		飼養衛生管理基準立入検査の実施状況 (実施率)	5,343戸 (74%)	対象農場全戸 (100%)
		HACCP認証農場数	15農場	18農場
	㉑ 衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進			
	㉒ HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成			
(5) トレーサビリティの推進				
	㉓ 米トレーサビリティ制度の適正運用			
		食品表示実態調査における適正率 (米穀等)	76.4%	100%
	㉔ 茶れきくんの導入促進			
		茶れきくんの県内茶工場導入率	75.9%	80.0%
(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進				
	㉕ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術、気候変動に対応した品種や技術の開発等			
		化学農薬の使用量*再	(R5年度) 46kg/ha	31kg/ha
	㉖ 水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発			
		水産用医薬品の使用低減に向けた取組数	2件/年	3件/年
	㉗ 食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究			
		調査・研究事例数	5題/年	4題/年

基本施策 2

食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状(R6)	目標(R12)
(1) 食品表示の適正化の推進				
	㉘ 食品表示関係法令の周知			
		食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数	25回	24回
	㉙ 食品表示に関する相談対応			
(2) 食品表示に関する監視, 指導				
	㉚ 食品表示実態調査等の実施			
		食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の適正表示率	91.2%	100%
(3) 消費者の理解促進				
	㉛ 消費者の食品表示に関する理解促進			
		商品量目調査会及び計量教室の実施	5自治体	5自治体

基本施策 3

農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状(R6)	目標(R12)
(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進				
	㉜ 農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除の推進			
		トビイロウンカの被害面積	0ha	0ha
	㉝ 家畜の各種疾病の発生動向の把握, 防疫指導, 検査等の実施			
		高病原性鳥インフルエンザ等に関するモニタリング検査の実施状況	1,440羽	1,440羽
		野生イノシシの豚熱等に関するモニタリング検査の実施状況	458頭	720頭
		特定家畜伝染病の発生件数	3件	0件
	㉞ 各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾病の実態調査			
		養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数(割合)	72.9%	75%以上
(2) 危機管理体制の整備				
	㉟-1 各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応			
	㉟-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処			
		防疫演習及び防疫対策会議の実施件数	22件	20件
		侵入調査研修会及び防除対策会議の実施件数	21件	20件

施策の方向	取組内容	参考となる指標	現状(R6)	目標(R12)
(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信				
	③⑥	かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上		
	③⑦	かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組		
	③⑧	「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流，理解促進		
	③⑨	「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上		
	④⑩	安心・安全な特用林産物の認知度向上		
	④⑪	食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信		
		意識して県産農林水産物を購入する人の割合	79.2%	90%以上
(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成				
	④⑫	地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成		
	④⑬	農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成		
		食の安心・安全の確保に関する理解度	—	90%
(3) 健康への被害（まん延）防止対策				
	④⑭	自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策		
	④⑮	感染症対策など，健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供		
		食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数 ^{*再}	25回	24回
(4) リスクコミュニケーションの推進				
	④⑯-1	食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知		
	④⑯-2	生産者，食品関連事業者，県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供		
	④⑰	正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進		
		食の安心・安全の確保に関する理解度 ^{*再}	—	90%
(5) 健康増進に関する施策との連携				
	④⑱	健康かごしま21の推進 ・ 適切な食生活習慣の普及・定着 ・ 産業界との連携による食環境の整備		
		1日当たりの食塩の平均摂取量	(R4年度) 10.2g	7g未満
(6) 食育に関する施策との連携				
	④⑲	「家庭」，「学校，保育所等」，「地域」における食育の推進		
		意識して県産農林水産物を購入する人の割合 ^{*再}	79.2%	90%以上

施策の方向	取組内容	指標なし
(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会（企画推進部会）」の運営		
	⑤0 基本計画等の進捗状況の評価	
(2) 危機管理体制の整備		
	⑤1-1 食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応	
	⑤1-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応	
(3) 国，他の都道府県，市町村その他の関係機関・団体との連携		
	⑤2-1 内閣府食品安全委員会，消費者庁，厚生労働省，農林水産省など国との連携や他都道府県との連携	
	⑤2-2 県内市町村等との連携	

あ行

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (旧：薬事法)	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品や医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上、特にその必要性が高い医薬品や医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>動物に用いられる医薬品等については、品質、動物に対する有効性及び安全性を確保するため、品目毎に承認や再審査等を行うとともに、製造や販売の許可等の規制を行っている。さらに、食用動物用の医薬品については、畜水産物への残留を防止するため、動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を定めている。</p>
いわゆる健康食品	<p>法律上の定義はなく、医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品全般を指しているもの。</p>

か行

「かごしまの魚」ブランド認定魚	<p>鹿児島県内で生産された養殖ブリ・カンパチのうち、品質等が優れ、市場や消費者等のニーズに応えられる等、県内生産者のモデルとなるような優れたもので、漁協等からの申請に基づき、「かごしまのさかなづくり推進協議会」が審査・認定する。</p>
家畜伝染病予防法	<p>家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。</p> <p>家畜伝染病の発生の予防及びまん延防止のため、国・県・市町村・生産者等の責務や、実施すべき衛生管理や防疫措置等について規定している。</p>
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）	<p>野積み・素堀りを解消し家畜排せつ物の管理（処理や保管）の適正化を図りつつ、家畜排せつ物の利用促進を図ることにより健全な畜産業の発展に資する目的で、平成11年に制定された。</p>
景品表示法	<p>景品表示法は、正式には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）という。消費者なら、誰もがより良い商品やサービスを求めるが、実際より良く見せかける表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまい不利益を被るおそれがある。</p> <p>景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者のみなさんがより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守っている。</p>

計量法	昭和 26 年法律 207 号。計量の基準を定め適正な計量の実施を確保し、経済の発展および文化の向上に寄与することを目的とする法律。総則、計量器に関する事業、計量の安全確保、検定、型式の承認、比較検査および基準器検査、計量証明の事業、取締り、計量士、事業場などの指定、再検査および不服申立て、計量行政審議会、雑則、罰則などからなる。
健康増進法	急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大していることから、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善を始めとする国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。 食品関係の内容としては、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等、特別の用途に適する旨を表示する特別用途表示（特定保健用食品を含む）に係る許可、健康保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の禁止等について規定している。
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザは A 型インフルエンザウイルスによる鳥類の感染症であり、抗原型から H1～16, N1～9 の亜種に分類される。家畜伝染病予防法では、そのうち、急性の経過をたどり、罹病率、致死率ともに高いものを高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）とし、HPAI には該当しないが H5 若しくは H7 亜型のウイルスの感染によるものは、高病原性に変異する可能性が高く、低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）として、強制的な防疫措置の対象となる。
国際水準 GAP ガイドライン	国際的に求められる GAP の取組事項を、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の 5 分野について、我が国共通の取組基準として令和 4 年 3 月に農林水産省が策定。

さ行

食品衛生法	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。 食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査等について規定している。
食品表示法	販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び JAS 法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。 食品表示基準の策定、不適正な表示を行った食品関連事業者に対する指示・命令、適正な表示の確保のための立入検査等について規定している。
植物防疫法	輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びその蔓延（まんえん）を防止し、農業生産の安全及び助長を図ることを目的とした法律。昭和 25 年制定。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制，飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより，飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り，もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。 飼料又は飼料添加物についての製造，保存，使用，表示等の基準・規格の制定や基準・規格に適合しない飼料の製造等の禁止等を規定している。
水産エコラベル	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を FAO 水産委員会が採択したガイドラインに沿って認証する取組。認証には，生産段階認証（漁業/養殖業）と流通加工段階認証の2種類がある。
世界食品安全イニシアティブ（GFSI）	世界的に展開する食品企業が集まり，食品安全の向上と消費者の信頼強化に向けて発足した組織（GFSI：Global Food Safety Initiative）。
総合防除（IPM）	利用可能なすべての防除技術（耕種的防除，物理的防除，生物的防除，化学的防除）について，経済性を考慮しながら総合的に講じることで，病害虫の発生を経済的許容水準以下に抑える考え方。

た行

茶れきくん	生産履歴管理（施肥，防除，管理作業，製造記録）をパソコンとインターネットで管理する電算化システムソフトのこと。
-------	---

な行

農薬指導士	農薬使用者へ直接接することが多い農薬販売業者，農協等の営農指導員等に対して，農薬取扱業者等の資質向上を図り，農薬の適正使用並びに農薬使用に起因する被害等を防止することを目的に，農薬の取扱いについての指導的な役割を果たしてもらうため，「農薬指導士」として県が認定している。
農業生産工程管理（GAP）	農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practices）とは，農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って，農業生産活動の各工程の正確な実施，記録，点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。 これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより，結果として食品の安全性向上，環境の保全，労働安全の確保，競争力の強化，品質の向上，農業経営の改善や効率化に資するとともに，消費者や実需者の信頼の確保が期待される。
農薬取締法	農薬について登録の制度を設け，販売及び使用の規制等を行うことにより，農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り，もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに，国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。 農薬の登録，製造・輸入・販売・使用の規制，立入検査，回収命令，罰則等について規定している。

は行

<p>HACCP (ハサップ)</p>	<p>HACCP（ハサップ）とは、食品衛生管理システムの一つ。Hazard（危害）Analysis（分析）Critical（重要）Control（管理）Point（点）の頭文字をとった言葉で、「危害分析重要管理点」と訳す。</p> <p>1960年代にアメリカで宇宙食の安全性を高度に保証するために考案された製造工程管理のシステムが原型になっている。</p> <p>HACCPは、原材料の受入れから製造・出荷までの全工程において危害防止につながるポイントを常時監視・記録することにより、問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となるシステム。</p>
<p>肥料の品質の確保等に関する法律 (旧：肥料法)</p>	<p>肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。</p> <p>肥料の登録，施用の規制，立入検査，回収命令及び罰則等について規定している。</p>
<p>豚熱（CSF）</p>	<p>豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性感染症で、強い伝染力と高い致死率が特徴で、治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の家畜伝染病に指定されている。</p>
<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）</p>	<p>米・米加工品に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米・米加工品の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>通称「米トレーサビリティ法」と呼ばれ、米・米加工品事業者に対し、取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達の義務付けについて規定している。</p>

ら行

<p>リスクコミュニケーション</p>	<p>リスク分析（リスクアナリシス）の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売等の関係者（ステークホルダー）がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。</p> <p>リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。</p>
---------------------	---